

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	宇山山所 (宇山山所)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、果樹と水稻が中心であるが、小さい集落で農地も担い手も少なく、基盤整備ができていないことから、果樹園は拡大の見込みはあるものの、農地については、10年後には耕作放棄田が増加する懸念がある。また、担い手の不足が予想されることから、ため池等の共同施設の管理が課題となっている。農地一区画の面積が小さく、基盤整備もできていないため、地区外からの担い手の呼び込みが難しいのが現状となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、果樹と水稻を作付けている。
担い手の高齢化は顕著であり、近い将来には離農等が原因で耕作放棄田が増えることが懸念されている。今後は、果樹農家を中心に農業に興味のある方や、消費者との交流により、特徴ある販売につなげ、農地の保全に努める。
また、人手不足解消や労力削減のため、スマート農業の導入も検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

宇山山所地区

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地域の主な担い手は果樹農家のみとなっており、すでに集積化できている。経営拡大する場合は、できるだけ隣接する土地を活用し集積化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域は、山間地域で、有効活用できる農地が少ないものの、果樹栽培には適していることから、雇用就農などにより後継者育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①近年、イノシシの被害が増加していることから、引き続き地域ぐるみで鳥獣害対策に取り組む。
 ②、⑨畜産農家等と連携し、良質な有機堆肥を活用し、減肥料の取り組みを進める。
 ③将来的に必要なことから、実証しながら導入を検討する。
 ⑤⑩果樹栽培や加工を拡大し、農業に関わる人口を増やす取り組みを進める。